

# 商品概要説明書

## 一般財形貯金

(令和元年10月1日現在)

商品名	・一般財形貯金
ご利用いただける方	・J Aと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
期間 (預入期間)	・3年以上
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れます。 月例給与および賞与 月例給与 賞与</li> <li>・1回あたり1円以上</li> <li>・1円単位</li> <li>・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。</li> </ul>
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>・払戻時に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。</li> <li>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>(1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>(2) 6か月以上1年未満 預入時の2年以上利率×40%</li> <li>(3) 1年以上1年6か月未満 預入時の2年以上利率×50%</li> <li>(4) 1年6か月以上2年未満 預入時の2年以上利率×60%</li> <li>(5) 2年以上2年6か月未満 預入時の2年以上利率×70%</li> <li>(6) 2年6か月以上3年未満 預入時の2年以上利率×90%</li> </ul>
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店または総合リスク管理室（電話番号：0465-47-7136）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A総合リスク管理室またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
その他参考となる事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aかながわ西湘